

まちな音楽キャラバン隊事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちな音楽キャラバン隊事業（以下「事業」という。）にかかる補助金に関する基本的事項を定める。

(補助金交付の対象となる団体)

第2条 この要綱において補助金交付となる対象団体（以下「交付対象団体」という。）は、事業を行う団体で、補助を行う必要があると区長が認める団体とする。

(補助金対象経費)

第3条 区長は、事業推進のため、交付対象団体に対して次の各号に該当する費用を予算の範囲内において補助することができる。

- (1) 出演者の選定及び調整、プログラム作成等に関する経費
- (2) 出演者謝礼に関する経費
- (3) 楽器運搬費
- (4) その他区長が必要と認める経費

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を希望する交付対象団体は、次の各号に掲げる書類を添え区長に書面を以って申請しなければならない。

- (1) 交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 区長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定してその旨を書面により申請者に通知する。

2 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

(計画の変更等)

第6条 前条により補助金の交付の決定を受けた交付対象団体（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる事業の内容の変更、又は中止しようとする場合は、速やかに書面により区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認申請が提出されたときは、これを審査し、やむをえないと認めるときは、これを承認し、その旨を当該補助事業者に通知する。

(事業完了実績報告)

第7条 補助事業者は、補助の対象となる当該年度の事業が完了したときは、速やかに事業完了実績報告に収支決算書を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第8条 区長は、補助の対象となる当該年度の事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金確定通知を行い、補助事業者からの書面による補助金交付請求により補助金を交付する。ただし、区長が必要と認める場合は、補助金の交付の決定額以内の額の補助金を概算交付することができる。

(指導監督)

第9条 区長は、補助事業者の運営が適正でないと認めるときは、補助事業者に警告することができる。
2 警告をうけた補助事業者は、その運営を改善しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 区長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又はその一部を取り消すことができる。
(1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
(2) 補助金の交付の決定に付された条件を遵守しなかったとき。
(3) この要綱に基づいて提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき。
(4) 前条の警告に対し、何らの改善を行わなかったとき。
(5) 補助事業者が、法令に違反する行為を行ったとき。
2 区長は、前項の取消しを決定した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
3 区長は、第8条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は帳簿を備え、事業にかかる経理を明確にしなければならない。
2 区長は、必要があると認めるときには、補助事業者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(天災等による変更)

第12条 区長は補助金の交付決定をした後、天災地変その他、やむを得ない事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(施行の細則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月3日から適用する。